

教 生 学 第 1 0 8 6 号
令和6年（2024年）11月5日

各 教 育 局 長
関 係 道 立 特 別 支 援 学 校 長
各市町村教育委員会教育長（札幌市を除く） 様
（ 市 町 村 立 幼 稚 園 長 ）
（市町村立幼稚園型認定こども園長）

北海道教育庁学校教育局生徒指導・学校安全課長 森 田 靖 史
北海道教育庁学校教育局健康・体育課長 国 安 隆
北海道教育庁学校教育局義務教育課長兼幼児教育推進センター長 田 口 範 人
北海道教育庁学校教育局特別支援教育課長 中 嶋 英 樹

幼稚園等における事故等発生時の報告の徹底等について（通知）

幼稚園等における事故の報告等につきましては、令和6年（2024年）3月28日付け教生学第1655号通知「教育・保育施設等における事故の報告等について」に基づいて報告いただくようお願いしてきたところですが、この度、文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課長から、別添写しのとおり改めて通知がありましたのでお知らせします。

つきましては、別添写しの通知の趣旨を改めて御理解いただき、幼稚園等における事故等発生時の報告の徹底等について、遺漏なきよう対応をお願いします。

また、併せて、事故防止のための取組を改めて確認するとともに、各施設等における安全管理及び事故防止の徹底を図るようお願いします。

学 校 安 全 係
健康・体育指導係
義務教育指導係
特別支援教育指導係
幼児教育推進係



6 教 参 学 第 3 3 号

令和 6 年 1 0 月 1 8 日

各都道府県・指定都市学校安全主管課長

各 都 道 府 県 私 立 学 校 主 管 課 長 殿

附属学校を置く各国立大学法人担当課長

文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課長

中園 和貴

幼稚園等における事故等発生時の報告の徹底等について

日頃より幼稚園等（注 1）における事故防止や事故発生時の対応等に御尽力いただきありがとうございます。

このうち、重大事故（注 2）発生時には、「教育・保育施設等における事故の報告等について（こ成安第 3 6 号・5 教参学第 3 9 号）」に基づいて都道府県等を経由して国へ報告することについて御協力いただいているところですが、この対応に関して、特に幼稚園等について認識が必ずしも十分ではないと思われる状況が見られることから、改めて下記のとおりに周知します。

いただいた報告は文部科学省で集約してこども家庭庁に報告しており、またこども家庭庁においては毎年の事故発生状況を事故報告集計及びデータベースとして整理・公表するとともに、教育・保育施設等における重大事故防止策を考える有識者会議等において専門家の意見を聞いたうえで再発防止策等をまとめて全国へフィードバックし、各施設における事故防止に資する取組を進めているところです。（参考 1、2）

ついては、この趣旨を改めて御理解いただき、各自治体・国立大学法人において適切に対応いただく体制を整えていただくとともに、管下の幼稚園等へも周知いただき、遺漏なきよう対応をお願いします。

（注 1：幼稚園等については、下記 1（1）のとおり）

（注 2：重大事故については、下記 1（2）のとおり）

記

1. 重大事故が発生した場合の報告について

幼稚園等において重大事故が発生した際は、以下（1）から（6）に示すところにより、都道府県・指定都市の担当課（国立大学法人の場合は各国立大学法人における担当課）を通じて国へ報告を行うことが必要です。各担当課におかれては、管下の幼稚園等において該当する事故が発生した際には報告を受けるとともに、国への報告について御協力をお願いします。特に

幼稚園等については設置者等により自治体等の内部でも所管する部署がまたがる場合もあると思いますが、必要な連携を図っていただき、対応に遺漏のないようよろしく御取り計らい願います。

(1) 重大事故として文部科学省へ報告することが必要である施設

- ・ 幼稚園
 - ・ 幼稚園型認定こども園
 - ・ 特別支援学校幼稚部
- ※文部科学省への報告対象施設のみ抜粋
- ※国立・公立・私立いずれも対象

(2) 報告の対象となる重大事故の範囲

- ・ 死亡事故
- ・ 意識不明事故（どんな刺激にも反応しない状態に陥ったもの）
- ・ 治療に要する期間が 30 日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故

(3) 報告様式

- ・ 別添 1 「教育・保育施設等事故報告書.xlsx」を用いて報告すること。
- ・ 様式には表面シートと裏面シートがあり、第 1 報では表面シート、第 2 報では裏面シートまで記入して提出することを基本とする。（第 1 報・第 2 報の説明は（4）のとおり）
- ・ 裏面シートの「自治体コメント【必須】」欄は、幼稚園等を所管する自治体の担当部署において記入すること。なお国立大学法人の設置する幼稚園等の場合は、当該欄は国立大学法人の担当部署において記入すること。
- ・ 特に裏面シートの記載内容は大半が公表情報となるため、個人情報記載しないように注意すること。

(4) 報告期限

- ・ 原則として事故発生翌日までを目安に国まで第 1 報を（3）の様式で提出すること。ただし、事故発生時の対応は、現場におけるこどもやその保護者への対応が最優先されるべきであるので、実情を踏まえ無理のない範囲で対応すること。
- ・ 第 1 報は、不明な項目は空欄で差し支えない。その後、第 2 報において補完して提出すること。
- ・ 第 2 報は、事故発生から 1 か月以内を目安に提出することとする。

(5) 報告経路（別添2）

- ① 幼稚園（特定教育・保育施設であるもの）及び幼稚園型認定こども園
 - ・施設からは市区町村の担当課へ報告を行い、市町区村は都道府県の担当課へ報告すること。
 - ・そのうえで都道府県は国へ報告を行うこと。
- ② 幼稚園（特定教育・保育施設ではないもの）
 - ・施設から（実態に合わせて市区町村を経由し）都道府県・指定都市の担当課（国立大学法人の場合は国立大学法人の担当課）へ報告を行い、各担当課は国へ報告を行うこと。
- ③ 特別支援学校幼稚部
 - ・施設からその設置者に報告を行う。設置者が都道府県・指定都市・国立大学法人ではない場合は、当該設置者は都道府県・指定都市へ報告を行う。
 - ・都道府県・指定都市・国立大学法人の担当課は国へ報告を行うこと。

(6) 国の報告先

- ・幼稚園及び幼稚園型認定こども園

文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課安全教育推進室

MAIL : anzen@mext.go.jp

TEL : 03-6734-2966

文部科学省初等中等教育局幼児教育課

MAIL : youji@mext.go.jp

消費者庁消費者安全課

MAIL : i.syouhisya.anzen@caa.go.jp

TEL : 03-3507-9201

- ・特別支援学校幼稚部

文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課安全教育推進室

MAIL : anzen@mext.go.jp

TEL : 03-6734-2966

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課

MAIL : toku-sidou@mext.go.jp

消費者庁消費者安全課

MAIL : i.syouhisya.anzen@caa.go.jp

TEL : 03-3507-9201

2. 事故の未然防止及び事故発生時の適切な対応について

日々の教育においては、幼児児童等の主体的な活動を尊重し支援する必要がある、そうした中で怪我が一切発生しないことは現実的には考えづらいものです。一方で、日頃からの事故の未然防止に努めることや、万が一事故が発生した際にも、死亡や重篤な事故とならないよう、事故後の適切な対応を行うことが重要です。

国においては、こうした考えに立って以下のガイドライン等を公表しております。

各施設や設置者等においてはこれらを参考にいただき、各施設等の実情を踏まえつつ、幼児児童等が安全に安心して学べる環境整備に努めていただくよう、既存の対応の見直しも含めて、継続的かつ実効的な取組を改めてお願いします。

(1) 教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン

(平成28年3月 内閣府・文部科学省・厚生労働省)

教育・保育施設等において、特に重大事故が発生しやすい場面ごとの注意事項や、事故が発生した場合の具体的な対応方法等について、各施設・事業者、地方自治体における事故防止の防止等や事故発生時の対応の参考としてまとめたもの。「施設・事業者向け」、「自治体向け」、「発生時対応」の3つから構成。

<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/effort/guideline>

※本ガイドラインは子ども・子育て支援新制度における「施設型給付」を受ける幼稚園等を念頭に作成されたものであるが、就学前段階のこどもたちに関して共通する内容であるから基本的には本ガイドラインを踏まえて適切な対応が行われるようにすること。

(2) 学校事故対応に関する指針（令和6年3月改訂 文部科学省）

学校及び学校の設置者が、学校における事故の未然防止、事故・事件が発生した際の応急手当等の対応、事故の発生原因の究明や安全対策の検証、被害児童生徒等の保護者への支援、再発防止等の適切な対応に取り組む参考としてまとめたもの。

幼稚園等においては基本的に（1）のガイドラインを参考にいただき、それによりがたい部分等については（2）の指針を参考とすること。

<https://anzenkyouiku.mext.go.jp/guideline-jikotaiou/index.html>

< 本件担当 >

文部科学省総合教育政策局

男女共同参画共生社会学習・安全課 安全教育推進室

電話：03-6734-2966 E-Mail：anzen@mext.go.jp

教育・保育施設等事故報告書

ver.4
(表面)

基本情報									
事故報告回数					施設・事業所名称				
事故報告年月日					施設・事業所所在地				
事故報告自治体 (都道府県・市区町村)					施設・事業所代表者等				
施設・事業所種別					施設・事業所設置者等 (社名・法人名・自治体名等)				
認可・認可外の区分					施設・事業開始年月日 (開設、認可、事業開始等)				

事故に遭ったこどもの情報									
こどもの年齢(月齢)						こどもの性別			
施設入所年月日 (入園年月日、事業利用開始年月日等)					所属クラス等				
特記事項 (事故と因子関係がある持病、アレルギー、既往症、発育・発達状況等)									

事故発生時の状況									
事故発生年月日					事故発生時間帯				
事故発生場所					事故発生クラス等				
事故発生時のこどもの人数				事故発生時の 教育・保育等従事者数			うち保育教諭・幼稚園教諭・保育士・放課後児童支援員等		
事故発生時のこどもの人数 の内訳	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳以上	学童	その他	
事故発生時の状況									
事故の誘因									
事故の転帰									
(死亡の場合)死因									
(負傷の場合)受傷部位									
(負傷の場合)負傷状況									
診断名、病状、病院名	診断名								
	病状								
	病院名								
事故の発生状況 (当日登園時からの健康状況、発生後の処置を含めて可能な限り詳細に記載。第1報で可能な範囲で記載し、第2報以降で修正。)									
事故発生後の対応 (報道発表を行う(行った)場合にはその予定(実績)。第2報以降で追記。)									

※ 第1報は、本報告書(表面)を記載して報告してください。
※ 第1報は、原則事故発生当日(遅くとも事故発生翌日)、第2報は原則1か月以内程度に報告してください。
※ 第2報は、記載内容について保護者の了解を得た後に、各自治体へ報告してください。
※ 直近の指導監査の状況報告及び発生時の状況図(写真等を含む)を添付してください。
※ 意識不明事故に該当しないものの、意識不明に陥った後に死亡事故や重篤な事故となった場合は、意識不明時の状況も記載してください。
※ 「(負傷の場合)負傷状況」欄における「骨折(重篤な障害が疑われるもの)」については、医師の所見等により、骨折に伴う重篤な障害(偽関節、著しい運動障害、著しい変形等)が残ることが疑われる場合に選択してください。
※ 記載欄は適宜広げて記載してください。

教育・保育施設等事故報告書

ver.4
(裏面)

ソフト面				
事故防止マニュアル		具体的内容		
事故防止に関する研修		実施頻度 (回/年)	具体的内容	
職員配置		具体的内容		
その他の要因・分析・特記事項				
改善策【必須】				

ハード面				
施設の安全点検		実施頻度 (回/年)	具体的内容	
遊具の安全点検		実施頻度 (回/年)	具体的内容	
玩具の安全点検		実施頻度 (回/年)	具体的内容	
その他の要因・分析・特記事項				
改善策【必須】				

環境面		
教育・保育の状況		具体的内容
その他の要因・分析・特記事項		
改善策【必須】		

人的面		
対象児の動き		具体的内容
担当職員の動き		具体的内容
他の職員の動き		具体的内容
その他の要因・分析・特記事項		
改善策【必須】		

自治体コメント【必須】
(自治体による事故発生 の要因分析等を記載してください。施設・事業者は記載しないでください。)

【施設・事業所別の報告先】	
① 特定教育・保育施設(幼稚園、幼稚園型認定こども園を除く。)、特定地域型保育事業、一時預かり事業(幼稚園、幼稚園型認定こども園で実施する場合を除く。)、病児保育事業(幼稚園、幼稚園型認定こども園で実施する場合を除く。)及び認可外保育施設(企業主導型保育施設を含む。) → こども家庭庁成育局保育政策課認可外保育施設担当室指導係(ninkagaihoikushisetsu.shidou@cfa.go.jp)	④ 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ) → こども家庭庁成育局成育環境課健全育成係(seiikukankyoku.kenzen@cfa.go.jp)
② 幼稚園、幼稚園型認定こども園 → 文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課安全教育推進室学校安全係(anzen@mext.go.jp) → 文部科学省初等中等教育局幼児教育課(youji@mext.go.jp)	⑤ 子育て短期支援事業(ショートステイ、トワイライトステイ)、子育て世帯訪問支援事業及び児童育成支援拠点事業 → こども家庭庁成育局成育環境課家庭支援係(seiikukankyoku.katei@cfa.go.jp)
③ 特別支援学校幼稚部 → 文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課安全教育推進室学校安全係(anzen@mext.go.jp) → 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課(toku-sidouji@mext.go.jp)	⑥ 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業) → こども家庭庁成育局成育環境課子育て支援係(seiikukankyoku.kosodate@cfa.go.jp)
【全施設・事業所共通の報告先】	
→ 消費者庁消費者安全課(i.syouhisya.anzen@caa.go.jp)	

※ 【施設・事業所別の報告先】及び【全施設・事業所共通の報告先】ともに報告をお願いします。
※ 裏面の記載事項は、大半部分を公表する予定であるため、個人情報(対象児氏名、搬送先病院名等)は記載しないでください。

教育・保育施設等事故報告書(記載例)

ver.4
(表面)

基本情報						
事故報告回数	第1報			施設・事業所名称	Cこども園	
事故報告年月日	令和6年	1月	11日	施設・事業所所在地	B市中央区D町1－1－1	
事故報告自治体 (都道府県・市区町村)	A県	B市		施設・事業所代表者等	E山 F男	
施設・事業所種別	幼保連携型認定こども園			施設・事業所設置者等 (社名・法人名・自治体名等)	G法人H会	
認可・認可外の区分	認可			施設・事業開始年月日 (開設、認可、事業開始等)	令和2年	4月 1日

事故に遭ったこどもの情報						
こどもの年齢(月齢)	2歳		8か月		こどもの性別	男
施設入所年月日 (入園年月日、事業利用開始年月日等)	令和5年	4月	1日		所属クラス等	3歳児クラス
特記事項 (事故と因子関係がある持病、アレルギー、既往症、発育・発達状況等)		※ 事故と因子関係がある場合の、当該こどもの教育・保育において留意が必要な事項(気管切開による吸引等の医療行為、経過観察中の疾病名等)についても、この欄に記載してください。				

事故発生時の状況								
事故発生年月日	令和6年	1月	11日	事故発生時間帯		昼食時・おやつ時		
事故発生場所	施設内(室内)			事故発生クラス等		異年齢構成		
事故発生時のこどもの人数	10名		事故発生時の 教育・保育等従事者数		3名	うち保育教諭・幼稚園教諭・保育士・放課後児童支援員等		1名
事故発生時のこどもの人数 の内訳	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳以上	学童	その他
	0名	0名	3名	3名	4名	0名	0名	0名
事故発生時の状況	食事中(おやつ含む)							
事故の誘因	死亡							
事故の転帰	死亡							
(死亡の場合)死因	窒息 ※ 事故の転帰が「負傷」の場合は、「一」を選択してください。							
(負傷の場合)受傷部位	一 ※ 事故の転帰が「死亡」の場合は、「一」を選択してください。							
(負傷の場合)負傷状況	一 ※ 事故の転帰が「死亡」の場合は、「一」を選択してください。							
診断名、病状、病院名	診断名	※ SIDSについては、確定診断が出された時のみ記載してください。						
	病状	※ SIDS疑いの場合は、病状として記載してください。						
	病院名	I総合病院						
事故の発生状況 (当日登園時からの健康状況、発生後の処置を含めて可能な限り詳細に記載。第1報で可能な範囲で記載し、第2報以降で修正。)	15:20 本児はケーキ(縦2cm、横2cm、厚さ2cm)をほおばりながら食べるという食べ方をしていた。2つ目に手を伸ばし、食べていた。この時、担任保育士は少し離れた場所で他児の世話をしていた。ケーキを食べた本児が急に声を出して泣き出した。保育士が口内に指を入れて、かき出していたが本児の唇が青くなったことに気がついた。 15:25 看護師を部屋に呼んだ後、救急車を要請。口に手を入れ開かせた。背中を強く叩いたが、何も出てこない。泣き声が次第にかすれ声になり、体が硬直してきた。看護師が到着した頃に、チアノーゼの症状が見られた。呼吸困難で、手は脱力した状態であることを確認した。看護師が脈をとるとかなり微弱で、瞳孔が拡大している。本児がぐったりとし、顔等が冷たいのを確認した。心臓を確認すると、止まっている様に感じ、心臓マッサージを行う。 15:33 救急隊が到着し、心肺蘇生等を実施し、病院へ搬送。 15:45 病院到着。意識不明であり、入院。 ○/○ 意識が回復しないまま死亡。							
事故発生後の対応 (報道発表を行う(行った)場合にはその予定(実績)。第2報以降で追記。)	【園の対応】 ○/○ 園において児童の保護者と面談 ○/○ 園で保護者説明会 ○/○ 理事会で園長が説明 【市の対応】 ○/○ 記者クラブへ概要を説明							

※ 第1報は、本報告書(表面)を記載して報告してください。
※ 第1報は、原則事故発生当日(遅くとも事故発生翌日)、第2報は原則1か月以内程度に報告してください。
※ 第2報は、記載内容について保護者の了解を得た後に、各自自治体へ報告してください。
※ 直近の指導監査の状況報告及び発生時の状況図(写真等を含む)を添付してください。
※ 意識不明事故に該当しないものの、意識不明に陥った後に死亡事故や重篤な事故となった場合は、意識不明時の状況も記載してください。
※ 「(負傷の場合)負傷状況」欄における「骨折(重篤な障害が疑われるもの)」については、医師の所見等により、骨折に伴う重篤な障害(偽関節、著しい運動障害、著しい変形等)が残ることが疑われる場合に選択してください。
※ 記載欄は適宜広げて記載してください。

教育・保育施設等事故報告書（記載例）

ver.4
(裏面)

ソフト面					
事故防止マニュアル	あり	具体的内容	※ マニュアルや指針の名称を記載してください。 ※ 記載内容が無い場合は、空欄ではなく「特になし」等と記載してください(以下、同項目において同じ。)		
事故防止に関する研修	不定期に実施	実施頻度 (回/年)	年に10回	具体的内容	※ 実施している場合は、研修内容・対象者・講師等も簡単に記載してください。
職員配置	基準配置	具体的内容	※ 事故発生時ではなく、事故発生当日の保育体制としての配置人数について記載してください。		
その他の要因・分析・特記事項	※ 当該事故に関連する要因や特記事項がある場合、必ず記載してください。 ※ 記載内容が無い場合は、空欄ではなく「特になし」等と記載してください(以下、同項目において同じ。)				
改善策【必須】	※ 要因分析の項目を記載した場合は必ず記載してください。また、改善点がない場合もその理由を記載してください。				

ハード面					
施設の安全点検	定期的実施	実施頻度 (回/年)	年に24回	具体的内容	※ 施設外での事故の場合は、当該場所の安全点検状況を記載してください(以下同じ。)
遊具の安全点検	定期的実施	実施頻度 (回/年)	年に12回	具体的内容	※ 遊具等の器具により事故が発生した場合には、当該器具のメーカー名、製品名、型式、構造等についても記載してください。
玩具の安全点検	不定期に実施	実施頻度 (回/年)	年に10回	具体的内容	※ 玩具等の器具により事故が発生した場合には、当該器具のメーカー名、製品名、型式、構造等についても記載してください。
その他の要因・分析・特記事項	※ 寝具の種類(コット、布団(壁さも)、ベビーベッド、ラックなど)、睡眠チェックの方法(頻度など)、児童の発達状況(寝返り開始前、寝返り開始から日が浅い場合は経過日数、自由に動けるなど)等、乳児の睡眠環境については、特に詳細に記載してください。分析も含めた特記事項等、当該事故に関連することを記載してください。				
改善策【必須】	※ 要因分析の項目を記載した場合は必ず記載してください。また、改善点がない場合もその理由を記載してください。				

環境面			
教育・保育の状況	食事(おやつ)中	具体的内容	※ 運動会の練習中、午睡後の集団遊び中等、具体的な保育状況を記載してください。
その他の要因・分析・特記事項	※ 分析も含めた特記事項等、当該事故に関連することを記載してください。		
改善策【必須】	※ 要因分析の項目を記載した場合は必ず記載してください。また、改善点がない場合もその理由を記載してください。		

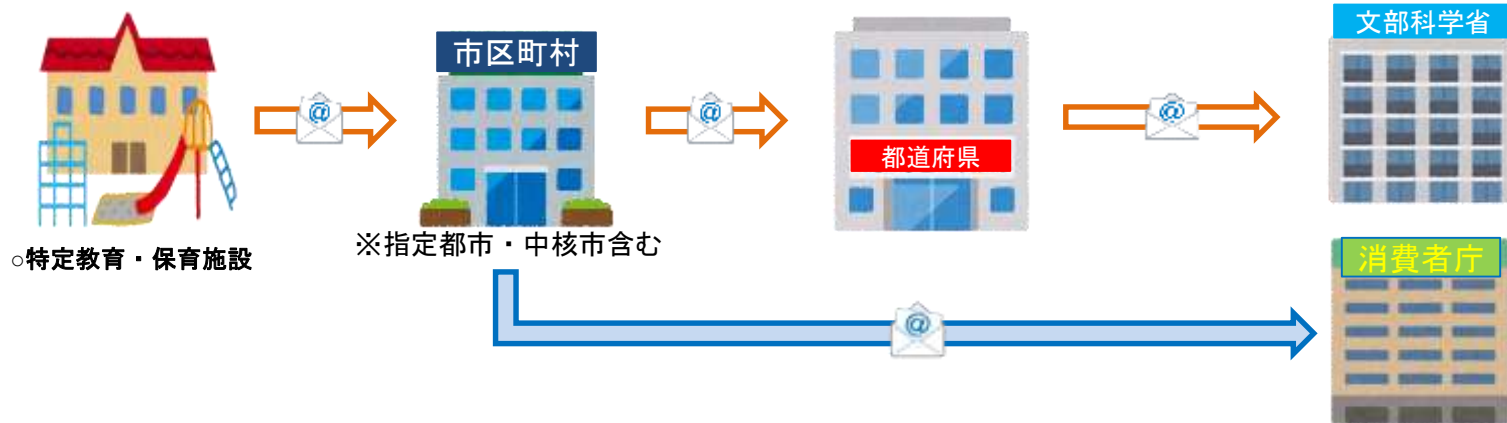
人的面			
対象児の動き	いつもより活発・活動的であった	具体的内容	※ なぜそのような行動をとったのかを明らかにするため、具体的に記載してください。 (例: 朝、母親より風邪気味と申し送りあり、いつもは外遊びをするが室内で遊んでいた等)
担当職員の動き	対象児から離れたところで対象児を見ていた	具体的内容	※ なぜそのような対応をしたのかを明らかにするため、具体的に記載してください。 (例: 雲梯の反対側で対象児ともう一人の児童を見ていたが、対象児が落下する瞬間に手を差し伸べたが間に合わなかった等)
他の職員の動き	担当者・対象児の動きを見ていなかった	具体的内容	※ なぜそのような対応をしたのかを明らかにするため、具体的に記載してください。 (例: 園庭で他児のトラブルに対応していたため、見ていなかった等)
その他の要因・分析・特記事項	※ 分析も含めた特記事項等、当該事故に関連することを記載してください。		
改善策【必須】	※ 要因分析の項目を記載した場合は必ず記載してください。また、改善点がない場合もその理由を記載してください。		

自治体コメント【必須】	
(自治体による事故発生の要因分析等を記載してください。施設・事業者は記載しないでください。)	
※ 自治体の立ち入り検査や第三者評価の結果、勧告や改善命令などの履歴があるかどうか、その結果や改善勧告への対応、今後の研修計画等あればその内容等、所管自治体として把握していること、取り組んでいることも含めて記載してください。	

【施設・事業所別の報告先】	
① 特定教育・保育施設(幼稚園、幼稚園型認定こども園を除く。)、特定地域型保育事業、一時預かり事業(幼稚園、幼稚園型認定こども園で実施する場合を除く。)、病児保育事業(幼稚園、幼稚園型認定こども園で実施する場合を除く。))及び認可外保育施設(企業主導型保育施設を含む。) → こども家庭庁成育局保育政策課認可外保育施設担当室指導係(ninkagaihoikushisetsu.shidou@cfa.go.jp)	④ 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ) → こども家庭庁成育局成育環境課健全育成係(seiikukankyoudenzen@cfa.go.jp)
② 幼稚園、幼稚園型認定こども園 → 文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課安全教育推進室学校安全係(anzen@mext.go.jp) → 文部科学省初等中等教育局幼児教育課(youji@mext.go.jp)	⑤ 子育て短期支援事業(ショートステイ、トワイライトステイ)、子育て世帯訪問支援事業及び児童育成支援拠点事業 → こども家庭庁成育局成育環境課家庭支援係(seiikukankyou.katei@cfa.go.jp)
③ 特別支援学校幼稚部 → 文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課安全教育推進室学校安全係(anzen@mext.go.jp) → 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課(tokusidou@mext.go.jp)	⑥ 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業) → こども家庭庁成育局成育環境課子育て支援係(seiikukankyou.kosodate@cfa.go.jp)
【全施設・事業所共通の報告先】	
→ 消費者庁消費者安全課(i.syouhisya.anzen@caa.go.jp)	

※ 【施設・事業所別の報告先】及び【全施設・事業所共通の報告先】ともに報告をお願いします。
※ 裏面の記載事項は大半部分を公表する予定であるため、個人情報(対象児氏名、搬送先病院名等)は記載しないでください。

① 幼稚園(特定教育・保育施設であるもの)、幼稚園型認定こども園



② 幼稚園(特定教育・保育施設ではないもの)

③ 特別支援学校幼稚部

